

公立大学法人横浜市立大学広報委員会規程

制 定 令和 3 年 4 月 1 日 規程第 8 号
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 規程第 48 号

(目的)

第1条 公立大学法人横浜市立大学（以下「大学」という。）の広報に関して、各部局教職員との情報共有を密にし、大学広報の活性化に資することを目的に広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 大学の広報に関すること。
- (2) 各学部・研究科等が行う広報の情報共有に関すること
- (3) その他大学の広報活動や施策等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国際教養学部または都市社会文化研究科の教員から 1 名
- (2) 国際商学部または国際マネジメント研究科の教員から 1 名
- (3) 理学部または生命ナノシステム科学研究科の教員から 1 名
- (4) 生命医科学研究科の教員から 1 名
- (5) 木原生物学研究所の教員から 1 名
- (6) データサイエンス学部またはデータサイエンス研究科の教員から 1 名
- (7) データサイエンス研究科ヘルスデータサイエンス専攻の教員から 1 名
- (8) 医学部医学科または医学研究科医学専攻の教員から 1 名
- (9) 医学部看護学科または医学研究科看護学専攻の教員から 1 名
- (10) 学務・教務部長
- (11) 研究推進部長
- (12) 総務部担当部長
- (13) 総務部長
- (14) 医学・病院統括部長
- (15) 附属市民総合医療センター管理部長
- (16) 経営戦略担当部長
- (17) その他委員会が必要と認める者

2 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前年者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 委員長に事故その他委員会に出席できない事由があるときは、あらかじめ委員長

の指名する委員がその職務を代行する。

(会議の招集等)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は必要に応じ議事に関係のある者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 委員会は、必要に応じて検討部会を置くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務部総務課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月1日改正)

この規程は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第48号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。